

No. 122 (2010/5)

## デュアルユース・ソフトウェアの提供行為が幫助犯となるための要件

### Winny2 事件控訴審判決

(大阪高裁平成 21 年 10 月 8 日判決)

弁護士 小川 憲久

#### I <事案の概要>

東大助手であった被告人 K は P2P ファイル交換ソフトである Winny を開発し、その改良を重ねながら、自己の開設した Winny Web Site 及び Winny2 Web Site と称するホームページ上にアップロードして公開していた。平成 15 年 9 月初旬、X は、Winny の最新版である Winny2.0 β 6.47 を Winny2 Web Site からダウンロードし、Y は Winny2.0 β 6.6 をやはり Winny2 Web Site からダウンロードした。その後、X らはインターネット上で Winny2 を使用してゲームソフト、映画ファイルを自動公衆送信し得るようにして著作権法違反の犯行を行った。そして、K は X らの著作権侵害行為を容易ならしめてこれを幫助したとして著作権侵害の幫助犯として逮捕、起訴された。

#### II <第 1 審(京都地裁平成 18 年 12 月 13 日判決)>

#### III <控訴審(大阪高裁平成 21 年 10 月 8 日判決)>

#### IV <関連法令>

#### V <コメント>

(全 6 頁)